

## 審議会(8/19)における意見及び府の考え方

項目	御意見の趣旨	府の考え方
伝え共に考える	次期計画に「食と健康」の観点を取り入れられたことから、栄養士等の専門知識を有する者との一層の連携強化に努めるべき。	ご意見を踏まえて、第2章に記載しました。 【第2章前段】
	食品の生産現場で生産者と消費者が意見交換を行う機会を、今後もぜひ設けてほしい。	ご意見を踏まえて、第3章に記載しました。 【第3章-1-(4)-ウ】
	農業体験は、土をいじったり収穫をしたりと子どもにとって非常に貴重な経験となり、若い世代の参加も得やすいので、積極的に推進すべき。	ご意見を踏まえ、食農体験の取組を強化します。
	京都府ホームページのトップページから食に関する情報へのアクセスがしやすくなるよう改善が必要。	ご意見を踏まえ、ホームページでの情報発信の方法を工夫します。
もてなす	食物アレルギーに関しては、修学旅行生のような団体客だけではなく、個人旅行者にも配慮が必要。	ご意見を踏まえ、第3章に記載しました。 【第3章-2-前文】
目を光らせる	飲食店等のメニュー偽装は、観光都市京都として絶対あってはならないことであり、しっかりと監視・指導を行うべき。	関係課が連携して監視強化に努めます。
	放射性物質検査は、農産物より水産物を重点的に検査する等、検体のバランスを考慮しながら実施すべき。	放射性物質検査にあたっては、府民の関心や全国的な動向も加味し、効率的な検査に努めます。
支える	グローバルGAPについては、認証取得による効果を慎重に見極めながら取り組みを進めるべき。	東京オリンピックの選手村で食材を提供していく中では、グローバルGAP等の認証を取得していないと、扱っていただけないような情報もありますので、国としっかり相談をして、京都府としても遅れを取らないようなかたちで進めていきたいと考えます。



京都府食の安心・安全推進条例に基づく「京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)に対する  
意見募集結果(案)

1 募集期間 平成27年10月5日(月)から平成27年10月30日(金)まで

2 御意見提出件数 27件(48項目)

3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
全般	条例も行動計画も「食の安心・安全」と、安全より安心を先に表記するのは基本姿勢としておかしい。 行政はまず安全を確保する施策を実行すべきで、その先に府民の安心がある。	「安心・安全」は情緒的なものを優先させることを意味するわけではなく、「安心」と「安全」が不可分のものであることを意味するものです。 今後とも安全を確保する施策を確実に実施し、そのことにより府民の皆さんに食の安心を実感していただくことを目標に取り組みます。	1
	人々が安心して食事が出来るようにして欲しいと思います。	今後とも、食品の生産から消費までの各段階にかかる策を実施し、府民の皆さんにも正しく情報提供することで、安心して食事をしていただけるように努めます。	2
	次期行動計画の目標については、現計画以上の目標を掲げられ、新たな取り組みに対する目標も掲げられていますがはたして可能なのか。 可能にしていくには、人だと思うので、携わる人の育成と確保が最も重要と考えます。	限られた人員の中で効率的に施策を行うため、担当職員のスキルアップ、技能伝承等により、人材育成・確保を進めます。 併せて、食品表示の監視や身近な人への食に関する情報提供を行う食の安心・安全協働サポーターなど、府民の方からも協力をいただきながら進めます。	3
	監視・指導・検査の強化と安心・安全の基盤づくりへの強化がこれからの時代の食生活を守るためには大切と考えます。	この2つの取組の柱は現行計画から継続するものですが、「食」を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、適宜内容の見直しや強化等を行いながら取り組んでいきたいと考えています。	4
	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が大筋合意しました。 食のグローバル化が一層すすむなかで、食料自給率の低下への不安、また、食料の海外依存の加速によって、食品添加物、栄養成長剤、残留農薬、ポストハーベスト、遺伝子組み換え食品の表示など、食の安全への不安についても懸念されます。 第1章 食を取り巻く現状及び課題で、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が大筋合意したことについての課題について明記してください。	ご意見を踏まえ、第1章に記載します。 TPP協定の大筋合意を受けて、政府は、「食品の安全に関する制度変更が必要となる規定は設けていない。」と発表しており、京都府としては、引き続き国の動向を注視するとともに、食品関連事業者や消費者への情報発信、情報共有に努めます。 【第1章-1-(1)】	5
	行動計画の策定は今回が第4次となりますが、第1次～第3次までの策定当時の食の安心・安全に関する社会状況と各計画の設定課題との関連、そしてその到達評価について、書き加えていただくと理解が進むと思います。	今までの行動計画に基づく実施状況については、毎年2回程度食の安心・安全審議会に報告すると共に、京都府のHPに掲載していますので、そちらをご覧ください。	6
現状と課題	「食品中の放射性物質に対する不安は、流通食品や府内産農林水産物の検査やリスクコミュニケーションにより、落ち着いてきている。」とされていますが、何に基づいてそう判断されているのか、との疑問を感じました。	原発事故直後と比べて、検査で基準値を超過する食品は大きく減少し、東日本産の山菜や野生動物、水産物などわずかな品目のみとなりました。 また、府民からの食品の放射性物質検査に関する問合せや、放射性物質に関する説明会の要望等もかなり少なくなっています。 これらのことから、食品中の放射性物質に対する不安は落ち着いてきていると考えています。 しかしながら、依然として食品中の放射性物質について不安に感じている方々もおられることから、検査を継続し、情報提供に努めます。	7
現状と課題	この間TPP交渉が合意に達したことにより、今後一層輸入食品が多く店頭に並ぶことが想定されます。 表示問題・残留農薬等の問題・遺伝子組み換え農産物の問題が増加することが懸念されます。 実際に輸入量が増加するのはまだ先ですが、今季中に必要な情報の収集と担当部署の検査能力向上が不可欠と考えます。 課題の1つに追加されることを求めます。	ご意見を踏まえ、第1章に記載します。 国の協力も得ながら、TPP等の情報や我が国における食料需給動向等の把握に努め、今後とも必要な検査検査をまいります。 【第1章-1-(1)】	8

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
	<p>消費者団体が行う府民が食に関する正しい知識を身につけるリスクコミュニケーション等の取り組みについて、府の積極的な支援を求めます。</p>	<p>今後とも、「食」に関する様々なテーマについて、リスクコミュニケーションを開催していく予定です。 開催にあたっては、府民の声を反映したリスクコミュニケーションとするため、消費者団体等とも連携しながら取り組んでいきます。</p>	9
	<p>「食の安心・安全府民大学(仮)の開講」については、食の安全に関するすべての分野がカバーされるように希望します。 また、開講に当たっては福知山・亀岡・京田辺など京都市以外にある大学との連携を積極的に進め、地域での消費者教育の一環としても重視して頂きたい。</p>	<p>開講に当たっては、府内一円の大学と連携するとともに、インターネット上での受講を可能とする等、多くの府民が受講できるよう配慮します。</p>	10
	<p>食品表示法の施行に伴い、食品事業者・販売者への講習を強化して下さい。 府内の事業者は規模の小さな事業者も多く、事業者適切に対応して頂くためにも、必要な援助を求めます。 同時に、消費者に対しても規模の大小に拘らず各種の講習会を府内すべての市町村で開催し、正しく理解されることを望みます。</p>	<p>「事業者向け食品表示講習会」の開催等により、食品関連事業者に対する食品表示法の普及に努めるとともに、事業者からの表示相談に丁寧に対応し、小規模な事業者の食品表示法への対応を支援します。 消費者に対しては、「食品表示法や機能性表示食品等に関する講習会」を府内各地で開催し、食品表示を正しく活用し豊かな食生活を送ることができるよう支援します。</p>	11
	<p>府や府内事業者の食の安全への取組・施策についての情報提供の一層の充実に加え、府職員が気軽に外へかけて府の取組・施策について説明、意見交換する「出前語らい」等の取組の一層の充実を求めます。</p>	<p>府民の皆さんに直接説明することは、理解が深まるとともに、私たちにとっても有意義なことです。 府民の皆さんからご要望があれば、出来るだけ外向かせていただきたいと思います。</p>	12
	<p>TPPIについては広範な分野にわたっており、消費者には情報が十分に伝わっていません。そのことで、食の安全について不安を抱えている消費者もいます。京都府においても府民にとってどのような影響があるのか説明会等を開催し情報提供してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3章に記載します。 【第3章-1-(3)】</p>	13
	<p>リスクコミュニケーションは信頼感を高めることにもつながります。 リスクコミュニケーションの実施にあたっては、様々な知見レベルの消費者が存在していることも踏まえ、手法について工夫しながら、それぞれの消費者グループの特性をふまえた内容としていくことが必要と考えます。</p>	<p>TPP協定の大幅合意を受けて、政府は、「食品の安全に関する制度変更が必要となる規定は設けていない。」と発表しています。 京都府としては、引き続き国の動向を注視するとともに、食品関連事業者や消費者への情報発信、情報共有に努めます。</p>	14
	<p>大学生協食堂では、「組合員ひとり一人の『食の自立』～何を、どれだけ、食べたらよいかを自分で判断し、実行できること」をめざしています。 大学生協が実施している「食生活相談会」等と連携した取組等、学生の健全な食生活実現への支援についてもご検討ください。</p>	<p>大学時代は、就職等を前にした社会的自立の前の重要な時期であり、「食」を学ぶ重要な時期であると考えています。 そのため、小中学校を中心に派遣をしていたきょうと食いく先生を大学へ派遣するように改正したり、大学生の食に関する取組に対して食育のたね交付金の対象としています。</p>	15
<p>伝え共に考える</p>	<p>府民が食の安心・安全についての正確な知識を身につけて、理解を深め、正しく行動できるような状況を育むことを目的に開講される「食の安心・安全府民大学(仮称)」については、自立した消費者を育む消費者教育の側面も重視してください。 また、専門家による講義に加え、身近な生身の現場で実践されている生の声が生かされる内容となることについてもご検討ください。</p>	<p>食の安心・安全府民大学(仮称)は、食に関するできるだけ正しい情報や伝統的な調理や食事等をお伝えすることで、府民のみなさんがご自身の判断で食を選び、調理し、食することができるようになっていただくことを目的にしたいと考えています。 この取組には、各地域で尽力されている食いく先生の参画もいただきながら進めたいと考えています。</p>	16

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
	<p>機能性表示食品については、機能性の科学的根拠が脆弱であるといった意見もあり、消費者の中には様々な受けとめがあります。</p> <p>「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」の保健機能食品についての学習会の開催や生産者・事業者との意見交換会等の機会をご検討ください。</p>	<p>機能性表示食品をはじめとした保健機能食品については、府民の健康増進のため、バランスのとれた食生活を補完するものとして、正しく選択したり、上手に利用できるよう、正しい知識の普及や情報提供等に取り組んで参ります。</p> <p>また、生産者、事業者に対しても、引き続き意見交換会等の機会を設けて参ります。</p>	17
	<p>若い世代へのアプローチは積極的に進めていただきたいと思えます。</p> <p>食生活だけではなく、生活スタイルも含めて提案していただきたいです。</p> <p>例えば「朝活」を進めれば必ずと朝食が摂れるように思えます。</p>	<p>若い世代の朝食欠食率が最も高い傾向にあるため、生活スタイルも含めた啓発活動は当然ながら、大学、企業等の食堂において朝食を提供する仕組みの構築を働きかけるなど積極的に取り組んでまいります。</p>	18
	<p>高齢者の低栄養についても何らかの啓発がされればと思います。</p>	<p>京都府では、高齢者福祉施設での地元産農林水産物の提供を推進する制度に取組み、多くの施設に取り組んでいただいています。</p> <p>家庭や独居の高齢者に対しても健全な食事の重要性をお伝えするように取り組んでまいります。</p>	19
	<p>食品添加物や遺伝子組換え等の消費者からの関心が高いテーマについて、学習会等を積極的に開催してほしい。</p>	<p>消費者や消費者団体等の意向を聴きながら、府民の関心に応じたテーマでリスクコミュニケーションを開催します。</p>	20
	<p>「食の安全への取組み・施策を効果的にしっかり伝える」とあるが、ホームページ等に掲載するだけでは、食に関する意識が低い人は見ない。</p> <p>特に若い世代へ働きかけるため、ツイッターやフェイスブック等のSNSを用いる等、あらゆる手段での情報提供を行ってほしい。</p>	<p>関心のある人しか情報にアクセスしないホームページと比べて、SNSは多くの府民が受動的に情報にアクセスすることになるという大きな利点があります。</p> <p>今後は若年層に対する情報発信にSNS等を活用しながら、世代に応じた広報媒体により積極的に情報発信を行っていきます。</p>	21
	<p>食の安心・安全府民大学の開講にあたっては、府民が主体的に参加しようと思えるような意識づけ(無関心層へのアプローチ)が必要。</p> <p>講義では、講師や受講者等の参加者全員がネットワークを通じて意見を共有できるような仕組みを作ってはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、府民へのお知らせ方法や開催方法を検討します。</p>	22
	<p>リスクコミュニケーションや意見交換会等で出された府民の意見は、府の施策にどのような形で活かされているのか</p>	<p>府民の皆さまからの意見やアンケート結果は、取りまとめて、府の施策検討の参考とさせていただきます。</p> <p>また、開催概要はホームページ等にも掲載し、府民の皆様にも情報提供しています。</p>	23
	<p>機能性表示食品をはじめとする健康食品の正しい利用方法の啓発に努めて欲しい。</p>	<p>機能性表示食品をはじめとした保健機能食品については、府民の健康増進のため、バランスのとれた食生活を補完するものとして、正しく選択したり、上手に利用できるよう、正しい知識の普及や情報提供等に取り組んで参ります。</p>	24
もてなす	<p>京都は学生の多い「大学の街」だが、2本目の柱「もてなす」の中に外国人留学生へのサポートを盛り込んでほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、行動計画本文の中に「外国人留学生へのサポート」を盛り込みます。</p> <p>【第3章-2-冒頭】</p>	25
	<p>外国人は、オーガニック・有機栽培への興味が深い。</p> <p>これらの農産物についてもアピールしてほしい。</p>	<p>国内外に向けた正確な情報発信を行うこととしており、具体的な内容は今後検討します。</p>	26
	<p>原発事故から4年が経過するが、消費者は依然として放射性物質への不安を感じており、国の基準値に納得していない人もいます。</p> <p>今後も厳しい検査を実施し、結果を公開してほしい。</p>	<p>食品の放射性物質検査は、西日本ではトップクラスの取組を行っていますが、依然として不安を感じている方がおられること等に配慮し、検査は継続します。</p>	27

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
	店頭販売されている惣菜や外食店での料理等、食品表示の義務がない食品の安全性が気になる。	これまでからスーパー等小売店や飲食店等に対しても、加工食品製造施設と同様に施設立入等の監視・指導を実施しており、今後も引き続き衛生的な取扱いについて監視・指導を実施します。	28
	京都府が行う農産物の残留農薬検査は、収去から検査結果が判明するのが1週間以上かかっているのが実情である。基準値を超える食品が流通しないようにするため、迅速に残留農薬検査の結果が出せる検査技術の開発と検査体制の整備にも注力いただきたい。	食品衛生法に基づく残留農薬の検査については、国が定める検査法(公定法)により実施しているところであり、迅速に結果判定が行える検査技術の開発を、引き続き国に要望していきます。	29
	残留農薬検査において基準値超過事案の公表の際に、例えば「成人が毎日〇〇グラムを一生生涯食べ続けても人体への影響はない」等の表現がされるが、人体への影響が無いのなら、公表のあり方を検討いただきたい。	基準超過などの違反により回収命令等の行政処分を行った食品が家庭にある場合など、消費者が喫食しないよう呼びかけるため当該事案を公表していますが、健康被害に対する不安など消費者が混乱を招かないよう、人体への影響がないなどのコメントを添えて公表しています。	30
	一消費者として、鳥インフルエンザの感染防止を徹底して欲しいと思います。	鳥インフルエンザの原因となる鳥インフルエンザウイルスは、北方からの渡り鳥が運ぶと言われており、京都府では、国内外での発生情報を鶏やあひるなど家きん飼養者に情報提供して、注意喚起に努めています。また、鶏等家きんの小規模飼養者の方に年に1回巡回して、予防対策を徹底するとともに養鶏場で定期的な抗体検査を行い、ウイルスの侵入が無いよう監視を行っています。	31
	放射性物質検査の基準が緩すぎます。独自に厳しい基準で対応をお願いします。	現行の放射性物質の基準値は、国において専門家の意見も踏まえ、科学的な根拠に基づき設定されたものであり、適切ものであると考えています。今後もこの基準値を超えるものがないか、しっかりと検査します。	32
	加工品やレストラン、店頭販売物には産地表示がきちんとなされていません。遺伝子組換え食品表示も不十分です。国の法律にはなくても、世界に注目される京都では是非、世界に誇る表示制度を設けてください。	食品表示法等では、飲食店やスーパーの店内で加工された食品には、産地等の表示は義務づけられていませんが、積極的に表示を行っている事業者もあります。京都府として、食品表示法等がしっかりと守られるよう、講習会の開催等により事業者の啓発に努めます。	33
目を光らせる	「いわゆる健康食品」等の販売広告や店舗の監視は元より、効能効果を標榜するなど、医薬品医療機器等法違反が疑われる不適正な広告を確認した場合の指導強化を要望します。また、適格消費者団体とも連携し広告の差し止め訴訟などへの協力を要請します。	京都府では医薬品医療機器等法に違反するような広告を確認した場合には指導を行っているところであり、今後も継続して監視指導等を実施していく予定です。また、京都府では適格消費者団体への情報提供等を行ってまいりましたが、今後も連携・支援を深めていきます。	34
	流通している食品を検査し、基準違反の食品が見つかったとしても、遅いのではないのでしょうか。新聞で基準違反の報道されていますが、基準違反している食品は、世間に出まわる前に何とかしてほしいと思います。	食品衛生法第3条の規定にある「製造、販売する食品の安全性の確保は、食品等事業者に課せられた責務である。」という前提のもと、京都府としてそれらが遵守されているかのモニタリング検査として、流通品の検査を実施しているところです。基準を違反した食品が市場に出ないようにするためにも、食品等事業者での安全性確保に対する取組強化について、これからも食品等事業者と協働して取り組むこととしております。	35
	食品の安全性のためには、流通される前に検査されるべき。同様に収去検査をしている他府県とも情報共有を図って計画していったほうが良いでしょうか。	また、京都府で検査実施しているものは、輸入品や東日本産の放射性物質検査等の特定品を除き、府内の事業者で生産、製造されたものを検体としています。府内で製造される食品に「目を光らせる」ことで、府内産食品の安全につなげていきたいと考えます。 なお、検査項目については、他府県の検査状況を情報交換しながら計画に反映しており、今後も引き続き情報交換を行ってまいります。	36
	毒キノコの誤食による食中毒など、食品の取扱や肉の生食の危険性など家庭内等の食中毒予防推進のような取り組みの方が大事なのではないのでしょうか。	食中毒予防は、食品等事業者の取組だけではなく、消費者自らも取り組むことでより有効であると考えており、これまでも、府民だより、ホームページ、出前語り講座等、あらゆる機会において、肉の生食の危険性、手洗いの励行、食品の取扱い等について啓発普及しているところです。引き続き、家庭における食中毒予防の必要性について啓発普及に取り組めます。	37
	P.2で「食品中の放射性物質に対する不安は落ち着いてきている」としながら、流通食品の放射性物質検査の目標数値が減少していないのは何故ですか。単純に検査の回数や検体数だけでは不安は解消できないのではないのでしょうか。	依然として食品中の放射性物質について不安に感じている方々もおられることから、このような皆さんの意向を踏まえ検査を継続し、情報提供に努めるものです。 さらに、検査を行うだけでなく、放射性物質に関するリスクコミュニケーションの開催等により府民に正確な情報を提供し、不安の解消に努めます。	38

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
	<p>冷凍食品の検査では、国産の冷凍食品が販売店を占めており輸入食品が減少している中、輸入冷凍食品の検査を行う必要がありますか。</p> <p>広く流通している食品で検査のニーズがあるものを選定し、検査した食品については具体的な商品名等を公表してほしい。</p>	<p>輸入食品の検体数については、輸入食品の農薬混入事件等により不安がピークとなった時期よりと比べ減少していますが、輸入食品はまだ市場に多く出回り、それらに対する不安を感じておられる方もおられることから、引き続き検査をするものです。</p> <p>検査計画については、毎年度、食の安心・安全審議会や、消費者団体等のご意見をお聞きしながら作成しており、引き続き、国内産と輸入食品との検体数のバランス等を検討していきます。</p> <p>なお、商品名については、抽出して検査を行っていることから、具体的な商品名をあげて公表することで、本府が検査をしていない製品との差別化を生み出すことは検査の目的ではないことから、違反時のみ商品名等を公表し、回収等の措置を行うこととしています。</p>	39
	<p>府内の食品関連事業者を対象とした食品表示関係法令の講習会の開催に記載されていますが、目標数値が記載されていません。目標数値を決めてください。</p>	<p>事業者向け食品表示講習会の数値目標は、「伝え共に考える」で設定していますが、ご意見を踏まえ、「目を光らせる」の目標にも位置づけれます。</p> <p>【第3章-3-(2)表】</p>	40
	<p>HACCPや信頼食品登録制度の普及にあたっては、食品事業者への過度の負担を強いるようなことがないよう留意してほしい。</p>	<p>事業者への普及にあたっては、事業者の状況に応じて、きめ細かな支援、指導に努めます。</p>	41
	<p>GI(地理的表示保護制度)を活用し、京都府内産の食品の素晴らしさを積極的に発信してほしい。</p>	<p>京都府第1号として、8月31日に「京みず菜」が農業団体から申請されており、今後も、長い歴史に培われた特徴ある京の伝統野菜の中から「京のブランド産品」を中心に、生産者組織や農業団体等と連携して登録を推進し、京都産農林水産物のブランド力の更なる強化を目指します。</p>	42
	<p>安心・安全な農産物を作っている現場の支援に頑張ってください。</p>	<p>現場指導は各地域の農業改良普及センターを通じて行っており、今後とも引き続き京都こだわり農法やエコファーマー等安心・安全な農産物生産の取組拡大のための支援を行ってまいります。</p>	43
	<p>HACCPやハラール対応などは観光旅行者が多い京都には大変重要なことだと思う。しかし、ホテルなどでは対応出来るが、個人店などでは難しい部分がある。これら対応するには費用がかかるため、京都府としての支援、補助などはあるか。</p>	<p>今後ますます進展すると考えられる食のグローバル化に対応するため、農林水産事業者から食品販売にいたるあらゆるフードチェーンのみならずに対して研修会の開催や情報提供などきめ細かな取組を進めていきます。</p>	44
	<p>食品表示指導者の設置やハラール対応等の新たに経費がかかることに関しては、国や府の援助をしてもらわなければ厳しい。</p>		45
支える	<p>「HACCP等の導入推進」に関して、府下の食品加工事業者の多くは、規模の比較的小さな事業者が多く、HACCP等の導入にあたっては、社員教育など特別な支援が必要と考えます。</p> <p>指導員の派遣など事業者の負担にならない処置が必要と考えます。</p>		46
	<p>京都府内の食品製造関連事業者は中小零細な規模のところが多く、HACCPシステムの導入の必要性について知識の習得機会を数多くつくっていくことが必要と考えられます。</p> <p>食品製造関連事業者を対象にした研修会等を業種別に開催することが必要ではないでしょうか。</p> <p>また、HACCPシステムについては、消費者の中ではあまり知られていないのが現状ではないかと考えます。</p> <p>消費者向けの学習会等の機会等を設け、HACCPシステムについての理解を広げるための啓発活動も必要と考えます。</p>	<p>HACCPの導入推進にあたっては、食品衛生監視員による丁寧で細やかな支援・指導が必要と考えております。事業者の規模に応じたHACCP導入が実現できるよう、研修、相談支援など具体的な支援を行っていくこととしています。</p> <p>また、消費者にもHACCPを理解していただくことが、HACCP導入の推進に繋がることから、消費者に対してもHACCPがどのようなもので消費者にとってどのようなメリットがあるかなど普及をしていくこととします。</p>	47
	<p>「信頼の京都の農林水産物・食品をつくる」に関して、今回の案では、生産者への支援は打ち出されていますが、消費者への啓発は極めて不十分です。</p> <p>消費者は府内産の食品について大きな信頼を寄せています。</p> <p>流通事業者任せにするのではなく、府としても積極的に情報発信を求めます。</p>	<p>第一の柱である「伝え共に考える」の中で、生産者の様々な取組について積極的に消費者への情報発信を行ってまいります。</p>	48



平成27年12月京都府議会定例会議案別冊

# 京都府食の安心・安全行動計画

京 都 府

# 目 次

はじめに

第1章 食を取り巻く現状及び課題 . . . . .

第2章 計画の基本的な考え方 . . . . .

第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開 . . . . .

- 1 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大・
  - (1) 京都府や府内事業者の食の安全への取り組み・施策を効果的に  
しっかり伝える
  - (2) 国内外に向けた情報発信
  - (3) 食品のリスクについて共に考える
  - (4) 食の安心・安全について共に考える
  - (5) 食と健康について共に考える
- 2 京都ならではのきめ細やかなサポートの充実
  - (1) 誰にもやさしい食のおもてなし
- 3 監視・指導・検査の強化 . . . . .
  - (1) 食品の生産・製造工程を見つめる
  - (2) 食品表示に目を光らせる
  - (3) 放射性物質に目を光らせる
  - (4) 食の安全・安心に関わる危機管理対応
- 4 安心・安全の基盤づくり . . . . .
  - (1) 信頼の京都の農林水産物・食品をつくる
  - (2) 品質管理や情報開示に取り組む食品事業者を育てる
  - (3) 輸出の推進に向けた食品安全管理等における国際標準化への対応

第4章 行動計画の管理・公表 . . . . .

## はじめに

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、平成 17 年 12 月に京都府食の安心・安全推進条例（平成 17 年京都府条例第 53 号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第 5 条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めることになっています。

現在の第 3 次行動計画においては、放射性物質に対する食品安全管理体制の強化、食の安心に向けた情報提供の強化と府民参画及び食品中の残留農薬、食品添加物等に係る監視、指導、検査など様々な取り組みを行っています。

次期行動計画の策定に当たっては、引き続き府民の健康の保護が最も重要であるとの基本認識の下、最近の「食」を取り巻く情勢の変化にも対応するとともに「明日の京都」及び「農林水産京力プラン」などの諸計画と一体的に取り組むこととし、「平成 28 年度から平成 30 年度までの目標、施策等」を明らかにします。



## 第1章 食を取り巻く現状及び課題

### 1 食を取り巻く現状

#### (1) 食品表示法の施行等

旧JAS法、旧食品衛生法、旧健康増進法の食品表示に関わる基準が、平成27年4月に『食品表示法』として統一されるとともに、新たに機能性表示食品制度がスタートした。

平成27年10月のTPP大筋合意により、食の安全基準への関心が高まっている。

#### (2) 食の安全に関する情報の氾濫

スマートフォン等ICT機器やインターネット上のSNSの発達・普及により、食の安全に関する情報が氾濫しており、消費者の信頼できる情報の選択がますます困難になっている。

#### (3) 和食のユネスコ無形文化遺産登録

京都で生まれた懐石料理から発したといわれる一汁三菜を基本とする日本の食事スタイルと「食」に関する「習わし」が、「和食；日本人の伝統的な食文化」として、平成25年12月に、ユネスコ無形文化遺産に登録され、世界で急速に和食が普及。

#### (4) 食品の産地偽装や飲食店等におけるメニュー偽装等の発生

平成25年後半からの各地で発覚した飲食店等におけるメニュー偽装に加え、食品の産地偽装等の不適正表示や輸入食品に係る不適正な事案等が相次いで発生。

#### (5) 国におけるHACCP等の導入推進

平成26年5月に、国は食品衛生法の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に係る指針」でHACCPシステムの普及を図るとともに、食材の生産段階においても農業生産工程管理（GAP）の普及を進めている。

### 2 第3次行動計画までの成果と課題等

#### 〈成果〉

- ・食品中の放射性物質に対する不安は、流通食品や府内産農林水産物の検査やリスクコミュニケーションにより、落ち着いてきている。
- ・食品関連事業者等の取組により、府内産農林水産物や加工食品に対する消費者の安心感は向上。

#### 〈課題等〉

##### ○ 新たな課題

- ・和食の無形文化遺産登録による食への関心の高まり、外国人観光客

の増加、「食」のグローバル化の進展、農林水産物や食品の輸出気運の高まり等への対応

- ・食品の産地偽装や飲食店等におけるメニュー偽装や食品表示法施行を受けた対応

○ 強化すべき対策

- ・健康志向の高まりへ対応し、機能性表示食品、健康食品等に関する指導、監視強化と正しい知識の普及
- ・情報氾濫、信頼できる情報の取捨選択の困難さが増大する中で、府民が主体的に食生活を営めるよう、新たな ICT 技術を活用した分かりやすい情報の提供

## 第2章 計画の基本的な考え方

第1章で掲げた課題を解決するためには、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有や食品関連事業者等への監視・指導・支援や幅広い団体、企業、食に関する有資格者、専門家等との連携の強化が必要です。

そのために、この行動計画では、平成28年度から平成30年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を、情報共有と府民参画により進め、こうした取組を通じて、京都府内に留まらず国内外からの京都の食に対する安心感を高めます。

具体的には、次の4点を中心とした取組を進めていきます。

### 1 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

京都府の食の安心・安全の取組み、食品表示法による機能性表示食品や食に関する情報提供により、府民が食生活を考える機会を提供

### 2 京都ならではのきめ細やかなサポートの充実

修学旅行生や外国人観光客の多い京都で、アレルギーやハラール対応など、きめ細やかなサポートの実施により、国内観光客も含めたインバウンドの増加を図る

### 3 監視・指導・検査の強化

生産・製造された食品の安全性を確保するとともに、流通食品の適正表示を徹底するための監視、指導、検査、相談等を実施

### 4 安心・安全の基盤づくり

食品の生産から消費に至るフードチェーンにおいて、安全性の向上と食料の安定供給に努める生産者・事業者を支援

### 第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

#### 1 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

【伝え共に考える】

生産から加工、販売までの京都の事業者が積み重ねてきた食の安心・安全の取組に係る情報を、消費者、団体、企業等へ対象者に応じて多様な媒体で提供します。

府民が、世代の特性に応じて体系的に食品の安全性、表示等についての正しい知識を入手、理解、活用することにより、心身共に健康な食生活を送ることができるよう支援します。

#### (1) 京都府や府内事業者の食の安全への取り組み・施策を効果的にしっかり伝える

府民にきめ細かに情報提供するため、ホームページやマスメディア、講演会、意見交換会など、情報内容・対象者に適した効果的な媒体により、計画的に広報・コミュニケーションを実施します。

また、広報・コミュニケーションの取組を毎年チェックし、見直していきます。

さらに、生産者団体、消費者団体と京都府で構成する「きょうと食の安心・安全フォーラム実行委員会」の主催で、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催し、「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者が、食品生産時の取組について説明し、試食を交えながら事業者と消費者の意見交換を行います。

ア 食品における放射性物質検査の継続実施や食品等の検査結果を府のホームページで公表

イ 府の施策・取組等を写真や図表等も使ったDVD等で情報提供するほか、国や関係団体の情報、食の安心・安全に係る身近な情報を発信する府のホームページ、メールマガジンを充実

ウ 府民の関心の高いテーマについて、講演会や意見交換会等を実施

エ 府の取組をきめ細かに説明・意見交換する府職員による「出前語り」等を実施

オ 食品関連事業者と連携し、食の安心・安全に関する情報を提供

カ きょうと食の安心・安全フォーラムや意見交換会の開催

#### (2) 国内外に向けた情報発信

京都こだわり農法やきょうと信頼食品登録制度等に加え、長い伝統に支えられ今まで積み重ねてきた食品関連事業者の食の安心・安全の取組を、京都府の広報媒体、行催事、ICT等により国内外に情報提供します。

### 数値目標

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 (回/年)	12	12
府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供[食に関する全般的なテーマ] (回/年)	8	8
食品関連事業者と連携した食の安心・安全に関する情報提供 (回/年)	24	24
事業者向け食品表示講習会の開催 (回/年)	5	6
きょうと食の安心・安全フォーラムの開催 (回/年)	1	1

### (3) 食品のリスクについて共に考える

消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換し、食の安心・安全の取組をとともに考えるリスクコミュニケーションを活発に進めていくことにより、府民は食に関する正しい知識を身に付け、食品関連事業者は安全な食品の生産や製造に取り組み、双方がお互いを理解しあう気持ちを醸成することが期待されます。

このため、府民にとって関心の高いテーマを年齢動向や関心动向も踏まえて選定し、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションを積極的に推進し、リスク評価、リスク管理についての消費者の理解が深まるよう消費者団体等とも連携して取組を広げていきます。

食品の放射性物質については、専門家による講演会や意見交換会を開催するなど、放射性物質に関する知識の普及を図ります。

なお、昨今の食料を巡る情勢の変化もしっかり把握し、食品関連事業者や消費者への情報発信、情報共有に努めます。

### 数値目標

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
リスクコミュニケーション等の開催 (回/年)	11	15
農業講習会の開催 (回/年)	6	6
消費者、生産者等との交流・意見交換 (回/年)	5	5

#### (4) 食の安心・安全について共に考える

##### ア 府民参画の推進

府民の意見を府の食の安心・安全施策、取り組みに反映させるため、消費者団体等との意見交換会を開催します。

府民公募の「食の安心・安全協働サポーター」との連携を強めるため、食の安心・安全に関する最新情報を提供し、日常生活の中で見つけた食品表示欠落などの情報の府への提供を呼びかけるとともに、食の安心・安全に関する情報の身近な人への提供や、アンケート調査や府の施策に対する意見の提出などに協力していただきます。

##### イ 食の安心・安全府民大学（仮）の開講

府民には、食について、遺伝子組換えや食品添加物、輸入食品等に少なからず不安があります。また、20～40歳代の朝食の欠食や若い女性に多いやせや20～60歳代の肥満など、食生活の課題等が見られます。

そこで、そういった心配や疑問に答え、食に対する正しい知識とその活用を目的に、府内の大学とも連携し、特に若者や子育て世代へ情報が届くよう、ICTを活用した「食の安心・安全府民大学（仮）」を開講します。

##### ウ 健全な食生活実現への支援

府民が、安全な食品など食に関する知識と食を選択する力を身につけることができるよう、食品の生産・加工から販売・消費にわたる過程を環境・健康の視点からも体験・学習できる機会を確保するとともに、農作業等を通じて食や命の大切さ、農業の重要性が学べる農場の開設支援・登録や、農作業や調理などの体験を体系的に指導できる「きょうと食いく先生」の登録を行い、一層の活動を支援します。

特に、府内産農林水産物や加工食品は、その生産現場の見学や関連事業者との交流を通して食の安心・安全の取組への理解が伝わりやすいことから、その優位性を活かし効果的な情報提供に取り組みます。

また、食育は、一人一人が自発的な取組を自ら進めることが何より重要であり、そうした自主性を生かすため、府民一人一人が自ら食育宣言を行い、皆で共有し、実践できる環境を整備します。

## 数値目標

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会の開催(回/年)	3	4
食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会の開催(回/年)	6	5
府民の関心の高いテーマについて講演会等による情報提供[食を含む消費生活全般のテーマ](回/年)	2	2
食の安心・安全府民大学(仮)の開講(回/年)	0	6
京野菜ランド等農産物直売所での食農体験(回/年)	12	30
食育宣言を行い、健全な食生活をおくる府民(人)	0	10,000

### (5) 食と健康について共に考える

#### ア 食と健康の環境づくり

健康づくりを進めるためには、食に関する正しい知識を身につけ、質・量ともにバランスのとれた食事を摂ることが重要です。

健康を考えた食習慣実践の一助となるよう、減塩、野菜たっぷり、アレルギー表示を行う「きょうと健康 おもてなし 食の健康づくり応援店」を増やし、府民の安心・安全で健康によい食事を応援します。

また、京都の食文化である「おばんざい」に健康の視点を加えた、「健康ばんざい 京のおばんざい弁当」の認定推進を図り、府民が健康づくりに役立つ弁当を安心して選びやすい環境をつくりまします。

さらに、ホームページ等を活用した情報発信やキャンペーン等で、食と健康づくりに関する意識の醸成を図ります。

#### イ 食品についての正しい情報提供

食品表示法により栄養成分表示の拡充や特定の保健の目的が表示できる機能性表示食品制度が創設されたことから、消費者に対する講習会を開催し、栄養成分表示を活用した健康づくりの取り組みや機能性表示食品等の保健機能食品に関する情報提供や正しい知識の普及を図ります。

##### (注) 機能性表示食品

「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収を穏やかにします」など、特定の保健の目的が期待できる(健康の維持及び増進に役立つ)という食品の機能性を表示できる食品。

ウ 職場の食と健康づくり

「たんとおあがり京都府産」施設に登録された社員食堂や健康づくり  
応援店等と連携した企業など、社員の食と健康に配慮した企業の取組  
みを進めます。

**数値目標**

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
食品表示法や機能性表示食品等に関する講習会の開催 (回/年)	0	5
きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店(店)	<u>567</u> ※食情報提供店数	800
健康ばんざい 京のおばんざい弁当の販売 (個)	6,285	15,000
食と健康に配慮した社員食堂等の取組を行う企業(社)	<u>20</u>	<u>40</u>

## 2 京都ならではのきめ細やかなサポートの充実

【もてなし】

京都府には、修学旅行生・外国人留学生や近年特に増加する外国人観光客を含む、年間8375万人(平成26年度)の観光客等が訪れていますが、その中には京都ならではの「食」を味わうことを楽しみにしている観光客が数多くおられます。

そのような方々に対して、安心して京都の食を味わっていただけるようきめ細やかなサポートを行い、国内観光客も含めたのインバウンドの増加を図ります。

### (1) 誰にもやさしい食のおもてなし

#### ア 外国人観光客、海外に向けた情報発信

ホームページ等での外国語表記により、国内外の旅行・観光事業者等への情報発信を行い、一層の観光客の増加につなげるとともに、食品安全に係る国際標準への対応も踏まえ、府内産食品の輸出促進等につながるよう配慮した情報発信を行います。

さらに、府内ホテルやレストラン等で高品質な府内産食材を使用した料理を提供する、生産・流通・料理・飲食・観光をパッケージした産業育成などにより効率的に情報提供します。

特に宇治茶については、外国人観光客に対して、多言語情報ツールの作成・活用による情報提供やお茶の淹れ方教室等、宇治茶の魅力の体験による喫茶文化や宇治茶の啓発を図ります。

#### イ 食物アレルギー対策

食物アレルギーをもつ方が安心して外食、修学旅行等ができるよう旅館・ホテル及び食事提供施設の対応手順書の普及を推進するとともに、研修会の開催、相談窓口の設置等を行い、受入体制を整えます。

また、食品表示でのアレルギー表記の徹底を指導するとともに、関係団体とも連携しながら府民のアレルギーに対する理解を深めるための活動をサポートします。

#### ウ ハラールへの対応

今後、イスラム圏からの観光旅行者が増加することが見込まれることから、食の分野におけるハラール対応を推進します。

### 数値目標

取組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
ホームページ等の外国語表記での国内外の旅行・観光事業者への情報発信 (回/年)	0	12
食物アレルギーの子、京都おこしやす事業協力施設 (施設)	108	200
ハラール対応のための研修会 (回/年)	-	5

### 3 監視・指導・検査の強化

【目を光らせる】

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査等を京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で情報共有、連携して実施します。

また、輸入食品、食品添加物などの食品衛生に関する監視の継続に加え、放射性物質に対する監視も専門家の意見も聞きながら実施します。

さらに、食品表示法施行等に対応し、効果的な監視を行います。

#### (1) 食品の生産・製造工程を見つめる

##### ア 生産段階

##### (ア) 農産物

農薬の販売業者や使用者を対象とした立入検査の実施により、農薬の適正管理、無登録農薬等の流通防止及び農薬の安全な使用について指導するなど監視・指導を実施します。

また、肥料生産業者等を対象とした立入検査も実施します。

##### (イ) 畜産物

畜産農家に対する巡回監視・指導、予防検査等により、家畜伝染病予防対策を実施します。

鳥インフルエンザの発生防止のため、養鶏農家のモニタリング検査や大規模な養鶏農家の鶏の抗体検査を実施します。

口蹄疫の発生防止のため、牛、豚などの偶蹄類家畜を飼養する全農家を毎年巡回指導します。

##### (ウ) 水産物

貝毒による食中毒を防止するため、新たに、貝毒の量を迅速に検査できるELISA法を導入し、水産物の安全性について監視・指導を実施します。

## 数値目標

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
農薬使用者に対する使用実態調査 (件/年)	120	200
肥料生産業者に対する立入検査 (件/年)	5	5
家畜伝染病予防法に基づく検査 (千頭羽/年)	20	20
鳥インフルエンザ発生予防のための千羽以上の家きん飼養農場の抗体検査 (回/年)	4	4
口蹄疫発生予防のための牛、豚など飼養者全戸への立入指導 (回/年)	1	1
貝毒の監視調査 (件/年)	20	48
水産養殖事業者の巡回指導 (件/年)	25	8
二枚貝生産者への巡回指導 (件/年)	15	20

※各取組にあたっては、実施方法の点検に努め、効果が向上するよう努めます。

### イ 流通段階

#### (ア) 食品

府内で流通する食品（輸入食品含む）等の放射性物質、残留農薬、食品添加物、細菌等の収去検査実施に当たっては、府民の食品に対する不安や国内外の食品事故も考慮し、専門家の意見も聞きながら検査項目毎の検体数を見直します。

食中毒が発生した場合には、緊急検査を実施して原因を究明し、健康被害の拡大を防止します。また、夏期の食中毒予防推進強化期間や年末の一斉取締期間には、より集中的な監視、指導等を実施します。

広域的に大量に流通する食品製造施設やHACCP施設等、特に衛生管理が必要な食品を取り扱う施設を対象に食品衛生監視機動班を編成してきめ細かに監視・指導を実施し、食品事故や違反食品の未然防止を図ります。

#### (イ) 保健機能食品（トクホ、栄養機能食品、機能性表示食品）

保健機能食品に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康被害が発生した場合には関係機関で情報共有を行い、府民への情報提供や必要に応じて相談窓口の設置及び製品の回収や廃棄の指導命令等を行います。

#### (ウ) いわゆる健康食品

「いわゆる健康食品」等の販売広告や店舗の監視を行い、効能効果を標榜するなど、医薬品医療機器等法違反が疑われる不適正な広告を確認した場合は広告内容の削除、販売の中止等の指導を実施します。

(注) いわゆる健康食品

「健康食品」とされるもののうち、国が定めた安全性や有効性の基準等を満たした「保健機能食品」を除いたもの。

### 数値目標

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
食品衛生監視機動班による立入検査 (件/年)	40	40
食品等の収去検査 (検体/年)	750	750
うち、輸入食品の検査	96	110

### (2) 食品表示に目を光らせる

府内の食品関連事業者を対象とした食品表示関係法令の講習会開催、各業種別の食品表示指導者の活用などにより、食品表示・メニュー表示の適正化とコンプライアンスに関する意識向上に向けた取組を推進します。

食品の産地偽装に対応し、府内産、国内産のブランドを守るため、関係部局が連携して食品表示パトロールを計画的に実施するとともに、食品の産地や品種等の判別が可能となるDNA分析や同位体比分析などの科学的な検査を強化します。

### 数値目標

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
食品表示における科学的検査の実施 (検体/年)	30	40
食品表示に係る巡回調査 (件/年)	300	300
事業者向け食品表示講習会の開催 (回/年) 【再掲】	5	6

### (3) 放射性物質に目を光らせる

国と関東・東北などでの産地検査に加え、府内に流通する食品について、乳児用食品や水産物を中心に、安心感の向上のための検査を、全国的な動向も加味して計画的に実施します。

府内産の農林水産物について、府民が安心して生産、出荷、消費できるよう、米、野菜、茶、原乳、水産物等府内の主要な農林水産物を出荷時期、産地毎のモニタリング検査を計画的に実施します。

庁内関係部局によるプロジェクトチームを設置し、国や関係機関・自治体等からの情報収集に努め、必要により専門家の指導・助言も得ながら、状況の変化に応じて検査対応します。

## 数値目標

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
流通食品（京都府でと畜された牛の肉を除く）の放射性物質検査（検体／年）	200	200
府内産農林水産物の放射性物質検査（検体／年）	275	170

※京都府でと畜された牛の肉については、東日本17都県（原子力災害対策本部において地方自治体の放射性物質検査計画の策定を定められた都県）産は、全頭検査を行う。

### （4）食の安全・安心に関わる危機管理対応

京都府で把握した食の安心・安全に関する情報については、消費者庁へ提供するとともに、関係課で共有します。

内容に応じて市町村、関係機関、府民等へ周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する消費者への被害が最小限となることを目指した取組を進めます。

さらに、府内で食の安心・安全を脅かす可能性がある事案が発生した場合には、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」の緊急連絡網により速やかに情報共有し、関係部局、警察本部等が連携して初動対応し、健康被害防止・再発防止に努めます。

#### 4 安心・安全の基盤づくり

【支える】

農林水産物の生産から、食品加工、流通、消費に至るフードチェーンにおける各段階において、環境や健康に配慮した、京都の長い伝統と高い技術に培われた高品質な食品の安定供給や食品の安全性向上に努める生産者・事業者を支援します。

特に、食のグローバル化が進む中で、輸出のための国際規格認証の取得等に取り組む事業者を支援します。

#### (1) 信頼の京都の農林水産物・食品をつくる

##### ア 生産段階

##### (ア) 農産物

地域の実態に応じた栽培ごよみに準じ、土づくりを基本に、害虫を食べるテントウムシなどの「天敵」等を利用した農薬を使用しない病害虫防除方法と適正な農薬使用の組み合わせを指導することにより、農薬及び化学肥料の使用量を減少させるとともに、農家の生産管理履歴の記帳推進を図り、「京都こだわり農法」(注)やエコファーマーの認定等環境にやさしい農業の取組を進めます。

加えて、栽培履歴情報の開示・提供などに取り組み、おいしさと信頼の目印である「京マーク」が貼付された「京のブランド産品」の品目の拡大を進めるとともに、京野菜など府内産農林水産物に含まれる機能性成分について、医療系研究機関と協働し研究蓄積を図り、食品表示法に基づく機能性表示の実現を目指します。

##### (注) 京都こだわり農法

たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式です。

特に、宇治茶GAP等、農業者自らが点検、実践し、改善する農業生産工程管理手法に取り組む農業者、産地を支援します。GAP実践農家育成の取組に当たっては、多くの農家実践できることを基本に推進を図るとともに、第三者機関が認証するGAPを目指す意欲的なモデル農家の育成を図ります。

生産者団体による残留農薬の自主検査、違反発生時の対応マニュアルの整備等農産物の安全確保のための体制を充実します。また、農薬管理指導士を認定して農薬取扱者の資質の向上を図るとともに、近年府民の関心が高まっている京野菜ランド等農林水産物等直売所における自主的な残留農薬分析や適正な食品表示を支援します。

##### (イ) 畜産物

関係法令が定めている安全基準や衛生管理の遵守に加え、地元産飼料の利用や家畜の快適な飼育など、安心・安全にこだわる「京のこだわり畜産物生産農場」を育成・支援します。

(ウ) 水産物

水産養殖事業者に対して、動物用医薬品の適正な使用の徹底や適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を実施するとともに、販売事業者を対象とした講習会を開催します。

イ 流通段階

(ア) 加工食品等

業種ごとに作成した「京の食品安全管理プログラム」を普及させるとともに、食品関連団体等が実施する研修会に講師を派遣して安全性確保の意識の向上を図ります。

また、食品衛生推進員、食品衛生指導員が保健所と連携しながら、飲食店等の衛生管理状況を巡回点検し、事業者に対して適切な指導・助言を行います。

さらに、リサイクルの推進を行っている事業所をエコ京都21に認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

(イ) 学校給食

すべての学校給食調理場において、調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることにより、学校給食における食中毒の発生を防止します。

数値目標

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
GAP手法導入		
認証GAP取得農家・農場 (件)	8	12
宇治茶GAP実践者 (人)	589	805
機能性表示食品制度を活用して商品開発を進める農産物等 (品目)	0	5
自主的な茶残留農薬分析 (検体/年)	20	20
農薬管理指導士の新規登録者 (実人数) (人)	19	20
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導 (件/年)	5,700	5,700
調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場 (か所)	129	163
京のこだわり畜産生産農場の登録 (戸)	29	60
環境にやさしい農業の推進		
京都こだわり農法取組面積 (ha)	511	565
エコファーマー認定面積 (ha)	2,838	4,100

## (2) 品質管理や情報開示に取り組む食品事業者を育てる

### ア 生産・製造情報の提供

#### (ア) 農産物

国が定めた米のトレーサビリティシステムにより、飲食店における米の産地情報提供の定着を図ります。野菜については、情報を提供する品目数を増加させ、農薬や肥料の使用状況を含めた生産履歴情報についての情報提供を行います。

#### (イ) 畜産物

牛肉や鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムの適正な運用に加え、生乳生産管理マニュアルの普及を促進し、衛生管理の記帳の徹底を指導します。

また、畜産物のトレーサビリティシステムについてより多くの事業者や府民に知っていただくため、啓発資材等を作成し、周知・普及を図ります。

### イ 食品加工

国におけるHACCPシステム導入の動きに対応し、「きょうと信頼食品登録制度」における1ランク上の☆☆クラスや、HACCPシステムとほぼ同等となる☆☆☆クラスの登録を推進します。

食品製造事業者内に「食品表示指導者」を設置し、社内での食品表示チェック体制を強化する事業者を増加させます。

### 数値目標

取組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
きょうと信頼食品登録制度への登録（事業者）	56	70
☆☆クラス登録数	3	15
☆☆☆クラス登録数	0	5
食品製造事業者内の食品表示指導者（人）	38	70

## (3) 輸出の推進に向けた食品安全管理等における国際標準化への対応

農林水産物や加工食品の輸出機運の高まりに応えるため、国際的に通用する規格に適応した事業者を育成します。

### ア 農林水産物

輸出先の残留農薬基準に対応した茶病害虫防除体系の確立や輸出用GAPの検討により、宇治茶等の海外輸出を促進します。

また、京都の気候や風土・土壌で長年培われた京のブランド産品など評価の高い府内産農林水産物について、世界100カ国以上で保護される地理的表示保護制度（GI制度）の登録を促進し、名称の保護と国際的なブランド力の強化を図ります。

畜産農場にHACCPの考え方を採り入れ、継続的に監視・記録を行うことにより生産段階から危害要因をコントロールする農場HACCP制度を推進するため、農場指導員を養成します。

食品の品質管理向上と情報提供を行う食品事業者に対する支援として、ICT技術等を活用した新たな食の安心・安全システムを検討します。

#### イ 食品製造

食品流通の広域化・複雑化が進む中で、食品等事業者の確実な衛生管理や食中毒の未然防止のため効果的とされるHACCPシステムによる工程管理を求める動きは、今後強まることが予想され、国は平成26年5月に「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に係る指針（ガイドライン）」を改正し、食品等事業者におけるHACCPシステムの導入を普及しています。

府としても平成27年4月に「食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例」を改正し、府内の食品製造施設におけるHACCPシステムの普及を推進します。

#### 数値目標

取 組	現 状 (H26年度実績値)	目 標 (H30年度)
グローバルG. A. P. 等輸出対応の認証GAP取得農家・農場（件）	<u>0</u>	<u>10</u>
地理的表示保護制度（GI）の登録（件）	0	10
農場HACCP制度を推進する農場指導員（人）	7	12
HACCPシステムの工程管理手順に着手している事業所（所）	<u>5</u>	150

(注) ○ グローバルG. A. P.

農産物生産における安全な生産管理を認証する国際的な民間の制度

○ 地理的表示保護制度（GI）

地域の気候・風土、特別の生産方法により高い品質と評価を獲得した製品の名称（地理的表示）を知的財産として保護する国の制度

○ HACCP

食品の製造における重要な工程を連続的に管理することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法

## 第4章 行動計画の管理・公表

条例に基づいて、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況を取りまとめて、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。

次期食の安心・安全行動計画における数値目標(案)

	取組	H26実績	H30目標	主要担当課	備考
【伝える】 1 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大	① 府内への取組み・施策を効果的にしつかり伝える	府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介(回/年) 府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年) 食品関連事業者と連携した食の安心・安全に関する情報提供(回/年)	12 8 24	12 8 24	食の安心・安全推進課 食の安心・安全推進課 食の安心・安全推進課
	② 国内外に向けた情報発信	事業者向け食品表示講習会の開催(回/年) きょうと食の安心・安全フォーラムの開催(回/年)	5 1	5 1	食の安心・安全推進課 食の安心・安全推進課
	③ 食品のリスクについて共に考える	リスクコミュニケーション等の開催(回/年) 消費者、生産者等との交流・意見交換(回/年)	11 6	15 6	食の安心・安全推進課 食の安心・安全推進課
	④ 府の施策・取組に関する消費者団体との意見交換会の開催(回/年)	食の安心・安全協働サポーターズキルアップ研修会の開催(回/年)	3 6	4 6	食の安心・安全推進課 食の安心・安全推進課
	⑤ 府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年)	食の安心・安全市民大学の開講(回/年)	2 0	2 0	消費生活安全センター 食の安心・安全推進課
	⑥ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	食の安心・安全推進委員会の活動(回/年)	12	30	食の安心・安全推進課
	⑦ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	食の安心・安全推進委員会の開催(回/年)	0 10,000	0 10,000	食の安心・安全推進課
	⑧ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	食の安心・安全推進委員会の開催(回/年)	0	0	食の安心・安全推進課
	⑨ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	食の安心・安全推進委員会の開催(回/年)	567※ 6,285	800 15,000	健康対策課 健康対策課
	⑩ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	食の安心・安全推進委員会の開催(回/年)	—	40	食の安心・安全推進課
【みてなす】 2 京都ならではのきめ細やかなサポートの充実	⑪ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	グホームページ等の外国語表記での国内外の旅行・観光事業者への情報発信(回/年) 食物アレルギーの子、京都おこしやす事業協力施設(施設)	0 108	0 200	食の安心・安全推進課 健康対策課
	⑫ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	ハラール対応のための研修会(回)	—	5	食の安心・安全推進課
	⑬ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	農産物産出者に対する使用実態調査(件/年)	120	200	食の安心・安全推進課
	⑭ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	肥培生産業者に対する立入検査(件/年)	5	5	食の安心・安全推進課
	⑮ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	家畜伝染病予防法に基づく検査(千頭羽/年)	20	20	畜産課
	⑯ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	鳥インフルエンザ発生予防のための千羽以上の鶏きん飼養農場の抗体検査(回/年)	4	4	畜産課
	⑰ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	口蹄疫発生予防のための牛、豚など飼養者全戸への立入指導(回/年)	1	1	畜産課
	⑱ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	貝毒の監視調査(件/年)	20	48	水産課
	⑲ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	水産養殖業者の巡回指導(件/年)	25	25	水産課
	⑳ 食の安心・安全に関する取組の推進(回/年)	一級生産者への巡回指導(件/年)	15	20	水産課
【見つめる】 3 監視・指導・検査の強化	① 食品の生産・製造工程を見つめる	食品衛生監視員による立入検査(件/年) 食品衛生監視員による立入検査(件/年) 食品等の取去検査(検体/年) 食品の取去検査のうち、輸入食品の検査(検体/年) 食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	750 40 96 110	750 40 96 110	生活衛生課 生活衛生課 生活衛生課 生活衛生課
	② 食品表示を見つめる	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	30	40	食の安心・安全推進課
	③ 食品表示を見つめる	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	300	300	食の安心・安全推進課
	④ 食品表示を見つめる	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	200	200	生活衛生課
	⑤ 食品表示を見つめる	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	275	170	食の安心・安全推進課
	⑥ 食品表示を見つめる	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	—	—	—
	⑦ 食品表示を見つめる	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	—	—	—
	⑧ 食品表示を見つめる	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	—	—	—
	⑨ 食品表示を見つめる	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	—	—	—
	⑩ 食品表示を見つめる	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	—	—	—
【つくる】 4 安心・安全の意識づくり	① 信頼の農林水産業・食品産業をつくる	認証GAP取得農家・農場(件) 宇治茶GAP実践者(人) 機能性表示食品制度を活用して商品開発を進める農産物等(品目) 自主的な残留農薬分析(検体/年) 農産物指導員の新規登録者(実人数)(人) 食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導(件/年) 調理作業工程表及び作業手順図を整備している学校給食調理場(か所)	8 589 0 20 19 5,700	12 805 5 20 20 5,700	農産課 農産課 流通・ブランド戦略課 農産課 農産課 生活衛生課
	② 環境にやさしい農業の推進	京のこだわり畜産生産者(戸) 京のこだわり畜産生産者(戸) エコファーマー認定面積(ha)	128 29 511	163 60 565	保健体育課 畜産課 農産課
	③ 品質管理や情報開示に取り組み食品事業者を育てる	きょうと信頼食品登録制度への登録(事業者) ④ののうち、☆☆☆登録(事業者) ⑤ののうち、☆☆☆登録(事業者) 食品製造事業者内の食品表示指導者(人) 食品製造事業者内の食品表示指導者(人)	56 3 0 38	70 15 0 70	食の安心・安全推進課 食の安心・安全推進課 食の安心・安全推進課 食の安心・安全推進課
	④ 食品安全管理等における国際規格へ対応する	ググローバルGAP等輸出対応の認証GAP取得農家・農場(件) グ地理的表示制度(GI)の登録(件) グ農場HACCP制度を推進する農産物指導員(人) 新グHACCPシステムの工程管理手順に着手している事業者(所)	0 0 7 5	0 0 12 150	農産課 流通・ブランド戦略課 畜産課 生活衛生課
	⑤ 食品安全管理等における国際規格へ対応する	食品表示法の実施(件)	—	—	—
	⑥ 食品安全管理等における国際規格へ対応する	食品表示法の実施(件)	—	—	—
	⑦ 食品安全管理等における国際規格へ対応する	食品表示法の実施(件)	—	—	—
	⑧ 食品安全管理等における国際規格へ対応する	食品表示法の実施(件)	—	—	—
	⑨ 食品安全管理等における国際規格へ対応する	食品表示法の実施(件)	—	—	—
	⑩ 食品安全管理等における国際規格へ対応する	食品表示法の実施(件)	—	—	—

※：新しく実施しようとする施策  
新：実施中の施策を本計画に新しく記載するもの  
グ：食のグローバル化への対応  
表：食品表示法の施行等を受けた対応